第百条第二項ただし書中「ただし」の下に「、第九十九条第二項第三号に規定する掛金(以下「退職等年金分掛金」という。)にあつては、その月に、更に組合員の資格を取得したとき、又は地方の組合の組合員の資格を取得したとき」を、「ときは、」の下に「それぞれ」を、「月の」の下に「退職等年金分掛金又は」を加え、同条第三項中「組合の」を「組合(退職等年金分掛金に係るものにあつては、連合会)の」に改め、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4　退職等年金分掛金に係る前項の割合については、第七十五条第一項に規定する付与率を基礎として、公務障害年金及び公務遺族年金の支給状況その他政令で定める事情を勘案して、千分の七・五を超えない範囲で定めるものとする。

第百一条第四項中「のうち」の下に「退職等年金分掛金及び」を加え、同条第五項中「当該掛金等のうち」の下に「退職等年金分掛金及び」を加える。

第百二条第四項中「第九十九条第二項第三号」の下に「及び第四号」を加え、「費用及び」を「費用並びに」に改める。

第百二条の二中「組合の長期給付に要する費用(厚生年金拠出金」を「厚生年金保険給付費(厚生年金拠出金及び基礎年金拠出金」に、「その他の政令で定める費用をいう。次条第一項第一号」を「その他政令で定める費用をいう。次条第一項第一号」に、「第七十四条に規定する長期給付(以下この条において「地方の組合の長期給付」という。)に要する費用(厚生年金拠出金の納付に要する費用その他の政令で定める費用をいう。)」を「第百十六条の二に規定する厚生年金保険給付費」に改め、「長期給付と地方の組合の」の下に「同法第七十四条に規定する」を加える。

第百二条の三第一項第一号中「組合の長期給付に要する費用」を「厚生年金保険給付費」に、「(長期給付」を「(厚生年金保険給付」に、「調整対象費用の額(」を「地方の調整対象費用の額(」に改め、同項第二号中「国の長期給付等」を「国の厚生年金保険給付等」に、「地方の長期給付等」を「地方の厚生年金保険給付等」に、「第百十六条の三第二項に規定する長期給付等」を「第百十六条の三第二項に規定する地方の厚生年金保険給付等」に、「同条第三項に規定する長期給付等」を「同条第三項に規定する地方の厚生年金保険給付等」に改め、同項第三号中「長期給付等」を「厚生年金保険給付等」に、「地方の実施機関積立金(厚生年金保険法第七十九条の二に規定する実施機関積立金であつて地方の組合に係るもの」を「地方厚生年金保険給付積立金(同法第二十四条(同法第三十八条の八第一項において準用する場合を含む。)に規定する厚生年金保険給付組合積立金及び同法第三十八条の八第一項に規定する厚生年金保険給付調整積立金」に、「地方の実施機関積立金の額」を「地方厚生年金保険給付積立金の額」に、「国の実施機関積立金(厚生年金保険法第七十九条の二に規定する実施機関積立金であつて国家公務員共済組合連合会に係るものをいう。)」を「厚生年金保険給付積立金」に改め、同項に次の一号を加える。

四　当該事業年度の末日における地方退職等年金給付積立金の額が地方の積立基準額を下回り、かつ、退職等年金給付積立金の額が国の積立基準額を上回る場合　地方の積立基準額から地方退職等年金給付積立金の額を控除して得た額の五分の一に相当する額(当該額が当該事業年度の末日における退職等年金給付積立金の額から国の積立基準額(当該国の積立基準額が零を下回る場合には、零とする。)を控除して得た額を超える場合にあつては、当該控除して得た額)

第百二条の三第二項及び第三項中「長期給付等」を「厚生年金保険給付等」に改める。

第百三条第一項中「短期給付」の下に「及び退職等年金給付」を加える。

第百十一条第一項中「短期給付」を「給付」に、「二年間」を「、短期給付については二年間、退職等年金給付については五年間」に改め、同条第三項中「支払未済給付」を「遺族給付」に改める。

第百十二条中「短期給付」を「給付」に改める。

第百十三条を削る。

第百十四条中「短期給付を受ける権利を有する者」を「受給権者」に改め、同条を第百十三条とし、同条の次に次の一条を加える。

(資料の提供)

第百十四条　連合会は、年金である給付に関する処分に関し必要があると認めるときは、受給権者に対する厚生年金保険法による年金である保険給付(これに相当する給付として政令で定めるものを含む。)の支給状況につき、厚生労働大臣、地方の組合又は日本私立学校振興・共済事業団に対し、必要な資料の提供を求めることができる。

第百十五条中「この法律による短期給付」を「前項に定めるもののほか、この法律による給付」に改め、同条を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

　長期給付を受ける権利を決定し又は長期給付の額を改定する場合において、その長期給付の額に五十円未満の端数があるときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときは、これを百円に切り上げるものとする。

第百二十一条中「第五十一条第一項第三号」を「第五十条第一項第三号」に改める。

第百二十四条の二第一項中「、長期給付に関する規定」の下に「(第三十九条第二項の規定を除く。)」を、「おいては」の下に「、第四章中「公務」とあるのは「業務」と、第九十九条第二項中「及び国の負担金」とあるのは「、公庫等又は特定公庫等の負担金及び国の負担金」と、同項第三号中「国の負担金」とあるのは「公庫等又は特定公庫等の負担金」と」を加え、「に掲げる費用及び」を「及び第四号に掲げる費用並びに」に改め、「限る。)並びに厚生年金保険法」とあるのは「」の下に「第九十九条第二項第三号に掲げる費用及び」を加える。

第百二十四条の三中「第九十九条第一項」を「第九十九条第一項第一号及び第三号」に改める。

第百二十五条中「第四十一条第二項」を「第三十九条第二項」に改める。

第百二十六条第二項中「第四十一条第二項」を「第三十九条第二項」に改める。

第百二十六条の二第三項中「第三十五条の二の規定により積み立てるべき積立金」を「厚生年金保険給付積立金及び退職等年金給付積立金」に改める。

第百二十九条中「一に」を「いずれかに」に改め、同条第四号を同条第五号とし、同条第三号を同条第四号とし、同条第二号の次に次の一号を加える。

三　第三十五条の三第五項又は第三十五条の四の規定により公表しなければならない場合において、その公表をせず、又は虚偽の公表をしたとき。

附則第十二条の次に次の一条を加える。

(遺族の範囲の特例)

第十二条の二　退職等年金給付に関する規定の適用については、当分の間、組合員(海上保安官その他職務内容の特殊な職員で財務省令で定める者に限る。)が、その生命又は身体に対する高度の危険が予測される状況の下において犯罪の捜査、被疑者の逮捕、犯罪の制止、天災時における人命の救助その他これらに類する職務で財務省令で定めるものに従事し、そのため公務傷病により死亡した場合において、その死亡した者と生計を共にしていた配偶者、子又は父母(第二条第一項第三号に掲げる者に該当するものを除く。)があるときは、これらの者を同号に規定する遺族とみなす。

2　前項に規定する場合における退職等年金給付に関する規定の適用については、当分の間、第二条第三項中「夫、父母又は祖父母は五十五歳以上の者に、子若しくは孫は」とあるのは「子又は孫は」と、「二十歳未満で」とあるのは「組合員若しくは組合員であつた者の死亡の当時から引き続き」とし、第九十三条第二項(第三号に係る部分に限る。)の規定は、適用しない。

附則第十三条及び第十四条を次のように改める。

(支給の繰上げ)

第十三条　当分の間、一年以上の引き続く組合員期間を有する者であり、かつ、退職している者であつて、六十歳以上六十五歳未満であるものは、退職年金の支給を連合会に請求することができる。

2　前項の請求があつたときは、その請求をした者に退職年金を支給する。この場合においては、第七十七条の規定は、適用しない。

3　第一項の請求があつた場合における第七十五条から第七十九条の四までの規定の適用については、第七十五条第一項中「退職等年金給付の給付事由が生じた日」とあるのは「附則第十三条第一項の請求をした日」と、「給付事由が生じた日の」とあるのは「請求をした日の」と、同条第三項中「退職等年金給付の給付事由が生じた日」とあるのは「附則第十三条第一項の請求をした日」とするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。